御船町

運転免許証を自主返納された方に バスやタクシーの利用券を 支援します

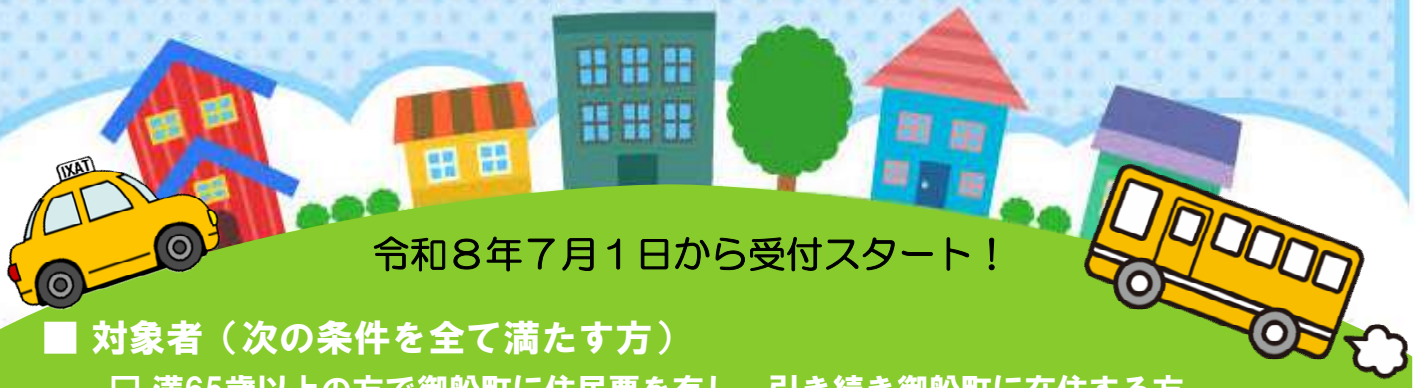

令和８年７月１日から受付スタート！

■ 対象者（次の条件を全て満たす方）

- □ 満65歳以上の方で御船町に住民票を有し、引き続き御船町に在住する方
- □ 令和８年４月１日以降に運転免許証を返納した方
- □ 運転免許証を返納した後、１年以内に申請した方

■ 支援の内容

- □ 御船町内のバス・タクシー利用券２万円～４万円分を交付します
  （在住の地域によって支援額が変わります）
  ※有効期限は交付日から１年間
  ※交付は、一人１回限り（再交付はありません）

利用できる乗り物：路線バス・コミュニティバス・予約型乗合タクシー・通常タクシー
利用できる運行事業者：株式会社麻生交通・熊本バス株式会社・産交バス株式会社・
九州産交バス株式会社・有限会社御船タクシー

■ 申請に必要なもの

- □ 「申請による運転免許の取消通知書」の写し（免許センターや警察署での手続きが必要です）
- □ 本人確認ができる書類の写し（返納後の運転免許証（表裏）、マイナンバー等、その他（詳しくは担当課へお尋ねください）

【運転免許証自主返納支援制度 申請の手順】

①自主返納の手続き

最寄りの運転免許センターまたは警察署で運転免許証の返納手続きを行ってください。

②御船町への申請

御船町危機管理防災課の窓口で支援の申請をしてください。後日、バス・タクシー利用回数券を交付します。

【お問い合わせ】御船町　危機管理防災課　☏ 096-282-1111

運転免許証の自主返納の手続き

御船町の運転免許証自主返納支援制度に必要な「申請による運転免許の取消通知書」を取得するには、運転免許センターまたは最寄りの警察署で、運転免許証の返納手続きが必要です。

詳しくは、熊本県警察のホームページなどでご確認ください。

熊本県警察ホームページ
https://www.pref.kumamoto.jp/site/police/list27-141.html

QRコード

運転免許証の自主返納の特典

運転免許証を自主返納した人へ、交通事業者をはじめとする民間団体などが、さまざまな特典を実施しています。

詳しくは、熊本県のホームページなどでご確認ください。

熊本県ホームページ
https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/54/51729.html

QRコード